

別表第2（第3条・第5条関係）

1 事業区分	事業細目	2 補助要件	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
<p>1 主に若年層（40歳未満）及び若年層を支援する者に対する次の(1)から(4)に掲げる事業</p>	<p>(1) 対面相談事業 (2) 電話・SNS相談事業 (3) 人材養成事業 (4) 普及啓発事業</p>	<p>事業細目(1)～(4)の事業のうち1つ以上を実施し、かつ以下の①～⑤の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。 なお、中学生以下の者に対する事業については、併せてその保護者に対しても事業を実施すること。</p> <p>① ひきこもり支援を通じて主に若年層の社会参加への支援や自殺防止対策につながる事業であること ② (1)及び(2)の事業については、必要に応じて地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと ③ (3)及び(4)の事業については、若年層が生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発を行うこと ④ 地域のひきこもり支援関係機関と連携して取り組むこと ⑤ (1)の事業については、以下の要件をすべて満たすひきこもりの若者（おおむね40歳未満の者）及びその家族（この項において「当事者等」という。）の居場所を運営する団体であること ア 居場所及び家族の会等の活動に継続的に参加する当事者等が5人以上登録されていること イ 原則として週4日（1日4時間以上）以上居場所を開設すること ウ 居場所に管理者を常時1人以上配置すること エ 居場所の開所時間、当事者等及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、県が指定する日までに提出すること。なお、当事者等が、同日に他の福祉サービス（就労継続支援など）を利用している場合は、居場所の利用実績に計上してはならない。</p>	<p>事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p>200万円</p>	<p>10分の10以内</p>
<p>2 主に就職氷河期世代（※）やその家族等に対する次の(1)から(4)に掲げる事業。</p> <p>※概ね1993年（平成5年）から2004年（平成16年）の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指す（2026年（令和8年）4月1日時点において大卒の人で概ね44歳から55歳、高卒の人で概ね40歳から51歳に相当）。</p>	<p>(1) ひきこもりに関する相談ができる環境づくり事業 (2) 居場所づくり事業 (3) 支え合いの地域づくりを推進するためのひきこもりに関する講演会や交流会等の開催事業</p>	<p>事業細目(1)～(3)の事業のうち1つ以上を実施し、かつ以下の①～④の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。</p> <p>① ひきこもりの人を含む就職氷河期世代を支援する事業であること ② 地域のひきこもり支援関係機関と連携して取り組むこと ③ (1)及び(2)の事業については、必要に応じて地域のひきこもり支援関係機関などへのつなぎ支援を行うこと ④ (2)の事業を実施する場合は、次の要件を満たすこと。また、併せて、(3)の事業を行うこと ア 居場所及び家族の会等の活動に継続的に参加する当事者等が5人以上登録されていること イ 原則として週4日（1日4時間以上）以上居場所を開設すること ウ 居場所に管理者を常時1人以上配置すること エ 居場所の開所時間、当事者等及び管理者等を記載した日誌及び当事者等の居場所の利用実績並びに支援を行った者のケース記録を備え、県が指定する日までに提出すること。なお、当事者等が、同日に他の福祉サービス（就労継続支援など）を利用している場合は、居場所の利用実績に計上してはならない。</p>			
	<p>(4) ネットワーク構築事業</p>	<p>以下の①～⑤の要件を満たすこと。ただし、総事業費が30万円を超える場合に限る。 ① 県全域を対象としたひきこもりの人を含む就職氷河期世代を支援する体制を構築する事業であること ② 地域のひきこもり支援関係機関等と連携して取り組むこと ③ 行政機関と連携した支援者ネットワークを構築すること ④ 地域のひきこもり支援関係機関など複数の民間団体や事業者等で協議体を構成すること ⑤ 協議体は、ひきこもりや不登校、発達障害等の青少年やその保護者等が抱える課題に対する具体的な支援策の検討や、支援者間の情報共有及び人材養成につながる勉強会や研修等を定期的（月1回程度）に行うこと</p>			

（注） 国庫負担（補助）制度又は他の県単独補助制度により、既に当該事業の全部又は一部について負担又は補助が実施されている事業は、補助対象外とする。